

## 〈論 説〉

# 国際連合創設段階における中国共産党政権の役割

——サンフランシスコでの「国際機構創設のための連合国会議」を中心に——

加 治 宏 基

はじめに

1. 大西洋からサンフランシスコへ至る過程
2. サンフランシスコでの「国際機構創設のための連合国会議」  
おわりに

はじめに

第二次世界大戦末期，戦後の国際の平和と安全の維持及び国際協力の促進を目指した新たな国際組織の創設に向けた動向が既に連合国内で見られた。主導していたのは米国。それに英国，ソ連，中国，そしてフランス等連合国51カ国（1945年10月25日，国連設立段階）による支持・調印の下，設立された。

1941年8月，ルーズヴェルト米大統領（役職名は全て当時）とチャーチル英首相により発表された大西洋憲章<sup>1</sup>以降，1945年4月のサンフランシスコでの「国際機構創設のための連合国会議（以下，サンフランシスコ会議）」に至る設立構想過程で国連は，戦後国際社会における米，英，ソ等といった戦勝

国による経済・社会的協力と同時に、むしろそれ以上に強大国による主導の下、政治的協調という戦時特色を国連憲章に反映していった。その最たるものが、国連自身の目的である国際の平和と安全の維持に関し、主要な責務を負う安全保障理事会（以下、安保理）5常任理事国<sup>1</sup>の任務及び権限である<sup>2</sup>。

本稿では、国連における「中国代表権」問題に至る前段階において中国共産党政権（以下、中共）が、「国連創設に向けてどのような役割を果たし、また原加盟国かつ安保理常任理事国である中国政府の正統性をいかに根拠付けているのであろうか」という視点から、大西洋憲章以降、国連憲章及び国連創設を最終決定したサンフランシスコ会議までの過程における、中共による国連創設へ向けた政策、中共の言を借りれば「貢献」を検証する。

入江啓四郎「国際政治における中国の地位」愛知大学国際問題研究所『国際政経事情』（第18号）、1954-IIにおいて、国連における中国議席の法的根拠に関する考察はなされているものの、これまでサンフランシスコ会議以前<sup>3</sup>の中共の国連創設政策を体系的にまとめた研究がされていない点<sup>3</sup>を考慮し、同会議に至る中共を取り巻く国内外の環境をも同時に考察する。

本稿で「中国」ではなく「中共」と限定的に取り上げる理由は、西村成雄氏が指摘するように、当時「中国国民党の指導的影響力から相対的に独立していた中国共産党とその政権の並存的状態が、国際関係のレベルにも恒常的に影響して」おり、「国民政府、および、事実上地域権力化していた中国共産党地方政府という二つの政治的アクター」を区別して联合国側との国際関係を見る必要があるためである<sup>4</sup>。尚この点に関して言えば、前述の入江論文では、国家承継の観点から「中国」と一括して扱っている。

構成については、第1節でまず、大西洋憲章に始まる戦後の国際機構創設過程における中共の「貢献」とその周辺環境を分析する。

第2節では、国連設立と国連憲章が最終決定された、1945年4—6月にサンフランシスコで開催された国連憲章採択会議段階における中共の国連創設政策と同会議の状況を検証する。

## 1、大西洋からサンフランシスコへ至る過程

国連とは、中国人民による日本侵略軍との果敢な闘争による、また世界反ファシズム戦争における勝利の賜物であり、もし中国の8年間<sup>5</sup>もの抗戦が無かったなら、世界反ファシズム戦争の結末がどのようなものとなったかは想像に難くない。言うまでも無く、この闘争を主導したのは中共であり、反ファシズム統一戦線を妨害し続けた蒋介石率いる国民党政権ではなかった<sup>6</sup>。

このように自己規定していた中共が、反ファシズム闘争の一方で国民党との内戦をまさに繰り広げていた1941年8月14日、戦後国際安全保障体制創設への初の提案である大西洋憲章がルーズヴェルト米大統領とチャーチル英首相により発表された。

これを受け同年8月19日、中共中央は「最近の国際的事件についての声明」を発表し、この宣言をソ連、英米両国、そして中国に有利なものであると積極的に評価した。また1939年秋のヨーロッパ戦争勃発以前の状況に触れ、「ソ連および全世界の人民は、（略）反ファシズム陣営を組織しようと図ったにもかかわらず、当時、英・米側にはまだ人を傷つけ己を傷つけるミュンヘン政策が存在した」ことや「直接的要因と言う点からいえば、これはソ連人民の勇敢な闘争の結果」であるとソ連の貢献を指摘している。同時に、「中国が日本ファシズム侵略軍の進攻を阻止したことによって、英米両国は、すべての侵略国の武装を解除するという声明を出す勇気をもつことができた」とも指摘している（ただし憲章には「日本 ; Japan」という記述は無い）。このファシズムとの決戦への一致した努力こそが「共産党員」の深い望みであると文末にもあるように、この段階では、ソ連による貢献を強調することで、中共としての同憲章との稀薄な関連性を補強しているようである<sup>7</sup>。

大西洋憲章を受け翌42年1月1日、中、米、英、ソ等26反ファシズム国家<sup>8</sup>は、同憲章の主旨と原則を同盟国の共同綱領とし、枢軸国に対する共同戦闘に賛同したことを「連合国宣言」において発表した。多くの中国人研究者

は、「ここに戦後世界での中国の大国的地位が確定した。」と主張するが、ただあくまで国際法制上の見地から言うことであって、現実国際政治の上で、果たしてそれだけの実動性があるか否かという問題ではない<sup>9</sup>。またルーズヴェルト米大統領の提案により、国際組織の名称として初めて「国際連合 (United Nations)」という表記が用いられた。

これを受けて中共が直接的関与・反応を示したという記述は見当たらない。その一方で、同年1月3日蒋介石が、連合国軍中国戦区最高司令官に就任している<sup>10</sup>。つまり国連創設への当事者として初めての、中国による国際的活動である連合国宣言段階では、周知の如く国民党政権が中国政府の主導権を維持し、他の連合国からも承認されていたということである。

蒋介石の最高司令官就任に対応するように、同年1月、周恩来は前年末より重慶で開催されていた中共中央南方局会議の席上で、西南党組織の任務に関し、「まずは国民党中央と地方当局の歴史、政策、人物と活動を、特に各特務機関の平時状況と緊急措置を熟知するよう」要望している。また翌2月初旬には整風運動が、権威を確立した毛沢東の演説により全党規模へと開始され、そこではマルクス・レーニン主義の思想原則による教育の統一と共に、主観主義やセクト主義、そして党八股への反対こそが共産党の任務とされた。と同時に、毛沢東は、マルクスもまた実践という立場から歴史的限界を持つと考え、マルクス・レーニン主義の絶対化を批判した。その上で過去における中国の歴史的経験、現在における革命の経験と調査の重要性を力説し、ロシア革命史よりも中国革命史を重視したのである<sup>11</sup>。その他にも同16日、国民党強硬派による反ソ反共の陰謀を打ち砕くべく、中共南方局は『新華日報』に反ファシズム戦争前線のソ連紅軍を慰問するため、署名を募ったところ、23日のソ連紅軍建軍記念日までに毎日平均3000名もの署名が寄せられた<sup>12</sup>。

このように当時中共は国連創設作業から排除される一方で、党内の結束を固める政策を採っていた。ただ、各民主党派との協調交渉、引いては国共合作への道を完全に閉ざしたわけではなく、むしろ積極的に対外交渉を重ねる

ことで、中国政府の正統性を構築することに努めた。周恩来及び董必武の中共代表と黄炎培及び章伯鈞等の中国民主政団同盟代表とは、不定期ではあるがこの時期1—2カ月に1度の頻度で意見交換の場を設けており、国民政府による国民参政会に参政会員として毛澤東、林祖涵、秦邦宪、邓颖超、董必武、陈绍禹が名を連ねている<sup>13</sup>。また連合国との接触に関しても同様に、同年10月5日、周恩来がルーズヴェルト米大統領の特使と重慶で会見している。ただ交渉の内容は明らかにされていない<sup>14</sup>。

連合国においては依然、国民党政権であると認識されまた軽視・排斥されがちであった「中国」の地位は、1943年に入って変化を見せた。名実ともに4強の一員としてのそれへと微妙ながらも近づいたのである。後にサンフランシスコ会議への中共による人員派遣を、ルーズヴェルト大統領が承認し、蒋介石を説得するという政策転換としても表れるが、米国にとって対日戦に関する利害関係上、中共を無視できなくなったという点と、ソ連が対米英協調関係を強化するに当たって1943年5月、コミンテルンを解散を発表したという2つの要因によりもたらされた変化であった。

1943年2月初め、チャーチル英首相はルーズヴェルト米大統領に、ヨーロッパ、東方、(アジア・太平洋)、西半球の3地区に理事会を、その上部機関としての世界理事会を設置することを、戦後安全保障制度として提案した。当然ながら米、英、ソ、中は常任理事国の地位にあったものの同年8月、ケベック会議の席上でルーズヴェルト米大統領は、チャーチル英首相の主張を退けた。というのも、英国はヨーロッパとアジア・太平洋における伝統的地位の保持を目的とし、新たな国際組織による植民地権益の侵害を阻止するために同提案を行ったからである。当然ながら中国政府はこの強権政治の復活に強く反対しており、同年7月末の宋美齡訪米の際などにおいても異議を唱えていた問題であった。

さてこのケベックでは、今後の連合国軍の全体的な対日徳作戦と同時に、中国・東南アジア地区での対日徳作戦強化について議論されその結果、モン

バートン英国海軍中將を東南アジア連合軍總司令官として派遣することが決定された。ルーズヴェルトとチャーチルは連名で蒋介石に電報にて報告し、近々モンバートンを特使として重慶へ向かわせる旨伝えた。

10月15日、モンバートンは重慶に赴き、ケベック會議の状況を蒋介石夫妻に説明し、あらかじめ蔣夫人のために郵送していた小包と共に二人への尊敬の念を表した。そして、まだ若年の経験不足の将校への助力と指導を要望している。蔣夫人もすぐさまモンバートン夫人へ中国の伝統的な玉石彫刻2枚を送った。間もなく、モンバートンはルーズヴェルトに宛てた書簡で「中国では蔣委員長と夫人との間に真の友情を結ぶことが出来、残るは中国までの交通網と空運の問題のみである」と報告している<sup>15</sup>。

10月19日にモスクワで開催されたソ、米、英外相会談で、四カ国宣言への中国政府参加について最終合意に達した「一般安全保障に関する四カ国宣言」の草案を、同30日晚、中国外相代表傅秉常を含む四カ国政府が署名し、同宣言を発表した。そのなかで「出来る限り迅速に、一切の平和愛好国の主権平等の原則に基づき、普遍的国際組織を創設すること」と、「国の大小を問わず全ての加盟国により国際の平和と安全が維持されること」が確認された。と同時に、新たな国際組織が設立されるまでの暫定的措置としてではあるが、国際の平和と安全のため、この四カ国により国際社会に代って共同行動が採られることが規定され、その特別な地位が確約された。つまり中国政府としての国民党政権は四強という地位を確固たるものにしたのである。

11月22—27日に開催された米、中、英三国指導者によるカイロ会議会期中、蒋介石はルーズヴェルトとチャーチルとの間で個別に意見交換を行い、戦後の強力な国際平和機構の設立に向け、モスクワでの四カ国宣言内容の早期実現を強く望んだ。ルーズヴェルトはそれに応える形で「全機関への参加といかなる決定への参与という四強としての平等な地位」を提案し、蒋介石の方も、中国は四強の一角として全機関への参加といかなる決定への参与の用意があることを伝えた。また、国連創設までの特別かつ平等な地位の確立

について政治的側面から4つ提案を行っている。その内容とは、

- ① 国連の統括機関が設立されるまでは、米、英、ソ、中の4カ国から成る機関が四カ国宣言の規定事項を協議する。
- ② 上記機関はワシントンに常設されるが、ロンドン、重慶、あるいはモスクワにおいて会議を開くこともある。
- ③ 四カ国機関は国連の統括機関の責務を負う。
- ④ 国連の統括機関は米、英、ソ、中4カ国を主席とする11ヶ国により構成されるという米国の提案に中国政府は賛同する。

というものである<sup>16</sup>。

カイロ会議以降も、王宥憲中国代表団秘書長は米国代表に戦後国際組織創設に向けて幾つかの提案を行っている。それは「強力で普遍的組織への期待」と同時に、「小国の民族・種族の平等と国際的正義の堅持および強権政治の排斥」を要求するものであった。このような行動は、国連創設に非常に価値あるもので、カイロ会議は中国の国際的地位の向上をもたらした<sup>17</sup>。

一方の中共は、連合国、特に米英への接近政策を積極的に開始する。というのも「コミンテルン解散はソ連と中共との間に距離を生じさせ、ソ連による対国民党接近という危険性を含んでいる」と中共は認識したからである。

ただ、1943年5月のソ連政府によるコミンテルン解散に先立つ42年2月から中共全党的に展開された整風運動で、中共党の独自性は非公式であるが芽生えていた。それが43年の段階で、中共により「創造」と「民族化」が公式的に強調されたのである。ここで留意すべきは、中ソ両共産党関係が不和になったという訳ではないことである。ただ中共にとっては形式的な教義の一致やイデオロギイ的連帯に、必要以上の顧慮を払う必要は無くなったということである。

しかしその反面、党主席となった毛沢東が「創造的マルクス主義」の道を決定的なものとしてまで、当時帝国主義と名指ししていた米国への接近を積極的に開始せざるを得なかった要因としてコミンテルン解散は無視できな

い<sup>18</sup>。

1943年12月10日付け『解放日報』時評で、モスクワ三国外相会談とそれに続くカイロ会議・テヘラン会議（ソ、英、米）の意義を解説している。そのなかで、モスクワ会議の発展としてカイロ・テヘラン会議を評価し、対日抗戦に消極的な国民党政権によるカイロ会議の成果を一面的に宣伝する態度を徹底的に批判している<sup>19</sup>。

1944年6月、米国から中国へ接触が持たれた。ヘンリー・A・ウォーラス米副大統領がルーズヴェルト大統領の特使として国共間の調停の用意がある旨伝えるため、蒋介石との会談に訪中したのである。中共は6月21日付け『解放日報』で彼を「アメリカの進歩派」として歓迎した。その他、7月4日付け『解放日報』社論「祝美国国庆日—自由民主的偉大闘争節日」等において中共は米国に対する友好的姿勢を表明させる<sup>20</sup>。

モスクワ四カ国宣言が初めて具体化したのが1944年8—10月にワシントン郊外で開催されたダンバートン・オークス会議である。この会議は、日ソの関係上からソ連が中国との同席を拒んだため、2段階に分かれて開催された。8月21日—9月28日の米、ソ、英による第一段階（ソ連段階）と、9月29日—10月7日の中、米、英による第二段階（中国段階）である。

理事会における常任・非常任理事国の構成や、侵略阻止といった軍事問題、そして国連の基本文献である「国連憲章：Charter of The United Nations」という名称と草案決定など主要議題の討論は、第一段階の議場で行われ結論に至った。しかし、国連原加盟国資格問題と安保理での投票手続き（拒否権）問題は解決を見なかった。

引き続き開催された第二段階はただ形式上のもので、顧維鈞中国主席代表によれば「中国の名声を保護するために重要な意見を聞くといったものではなかった<sup>21</sup>。」このような状況にもかかわらず、中国政府と中国代表団は、第一段階開始翌日、国際組織憲章の制定及び重要国際問題に対する中国の基本姿勢を記した文書を、米英両代表に機密扱いにて提出した。その他、当会議



の成功とソ連代表との関係改善という蒋介石の指示により、中国代表団は様々なアプローチを試した。10月3日の7項目の補充提案もその一つである。その結果、米英により以下3項目が可決された。

- ① 国際の正義と国際公法の原則に則った国際紛争の処理
- ② 国際公法の発展と改善のため、大会での研究と建議の提唱
- ③ 経済社会委員会による教育及び文化協力事業の促進

しかし「中国建議」は結局ソ連による同意を得られず、第一段階において合意に至った「普遍的国際組織設立に関する建議案」を、四カ国共同決議とした<sup>22</sup>。

ダンバートン・オークス会議で合意に至らなかった安保理での拒否権と国連原加盟国資格の両問題は、1945年2月、ヤルタにて開催された米、英、ソ三国首脳会談で解決した。

## 2、サンフランシスコでの「国際機構創設のための連合国会議」

ヤルタではその他、同年4月25日にサンフランシスコで国連組織の憲章制定のための会議を開催することが決定された。中国、フランス、ソ連、英国、米国が共同提案国として名を連ねた。

中共は、1945年2月17日付け『解放日報』社論「クリミア（ヤルタ：筆者加筆）会議の成功」で、ヤルタ会談の成功を評価すると共に、4月、サンフランシスコで開催予定の連合国会議の中国代表の選出方法について、国民党から1/3、中共・民主同盟・無党派から2/3を選出すべきという主張が初めてなされた。さらに翌18日付けの周恩来のハーレー米駐華大使宛て電報にも同様の内容が書かれている<sup>23</sup>。同20日、ハーレーは政党代表ではなく国家代表の会議である点を強調して返答し、その返事として周恩来は3月9日、再度中共・民主同盟からの代表派遣を主張している<sup>24</sup>。後に毛沢東は、同年7月10

日、「ハーレーと蒋介石の猿芝居はすでに破産した」と、同12日、「ハーレーの政策の危険性について」という2つの新華社論評で、蒋介石と共にその後も連合政府の設立を妨害し続けるハーレーを帝国主義者と批判している<sup>25</sup>。

中共による度重なる各党派との折衝により3月7日、中共等からの派遣を含む中国代表団名簿が行政院により公布された（次表参照）。

表：サンフランシスコでの「国際機関創設のための連合国会議」中国代表団名簿  
（著者作成）

首席代表（団長）	宋子文（外交部長代理，行政院長）
代 表	顧維鈞（駐英大使） 王寵惠（国民参政会主席団員） 魏道明（前駐米大使） 胡适（前駐米大使） 吴貽芳（国民参政会主席団員） 李璜（青年党） 张君勱（民社党） 董必武（共産党，新中国成立後，国家副主席1959～，中央政治局常務委員1975～等を歴任，1975.4.2死去） 胡霖（『大公報』社長）
顧問等及び秘書	章汉夫（共産党，新中国成立後，外交部副部長1949.10～1972.1） 陈家康（共産党，新中国成立後，外交部副部長1966.1～1970.7）

事実、董必武が名簿の下から二番目、青年党・民社党の後ろに配されていたことは中共中央にとって不満の残るものであったが、いまや共産党という国際的連携を強調する術を持たない中共は、「中国」政府という正統性の根拠となるこの会議の重要性を認識しているからこそ、名簿上の序列は妥協し、各民主党派を巻き込む形をとってまで参加への意志を外交政策に反映させた。

董必武自らが、重慶での中国民主同盟による壮行会の席上で中共中央の不満を代弁すると同時に、「全人民の平和を愛好するが故に、民主的団結精神を

希求し、国際平和のために奮闘する。」と表明すると、各民主党派の沈钧儒、黄炎培、章伯钧等が、「董必武を送り出すということは中国人民代表を送り出すことで、中共は中国人民の平和への願いを反映し、国連組織設立への指示を表明することである。」と応えた<sup>26</sup>。

ただ、董必武が代表団に任命されたことは必然であったのかもしれない。中共としては、後に新中国国連大使級特別代表に任命されることとなる伍修权も中国代表団の一員として参加させようと試みたが、国民党は伍がトラコーマであることを理由に彼の参加を拒んだ。一方の董必武は、純然たる共産党員ではなく、国民党との関係も深い人物であったのだ。1920年、共産主義小組に参加して以降、26年、国民党中央執行委員に当選し、32年にはマルクス主義学校教務長に就任している<sup>27</sup>。つまり、国共両党にとって有用な人材であったからこそ中国代表団代表に任命されたという可能性は否定しきれない。中共にとっての「切り札」的存在であった。

国際環境に目を転ずると、1945年4月25日—6月26日のサンフランシスコ会議前後は、現代世界史において極めて重要な時期であった。2月のヤルタ会談。サンフランシスコ会議直前の4月17日、ルーズヴェルト死去、トルーマンの大統領就任。4月30日のヒトラー自殺。5月2日、ソ連のベルリン侵攻・制圧。同8日、ドイツ無条件降伏。8月8日、ソ連対日参戦。同6・9日、米国による原爆投下。同9日、毛沢東主席による「日本侵略者に対する最後の一戦」の号令。同14日、日本無条件降伏。

と同時に特筆すべきは、サンフランシスコ会議とほぼ時を同じくして、延安において中共党第七回全国代表大会（以下、七全大会）が開催されたことである。反ファシズム戦争において勝利を獲得したその時期、当大会では、新民主主義国家の建設、国民党一統独裁の廃止、民主的連合政府の設立が提案された。つまり、国民党との協調関係を基礎とする国家の枠組みを具体的に提示したのである。と同時に米英との共同作戦の強化により、国際社会での中共の行動範囲を押し広げることを意図していたようだ<sup>28</sup>。

大西洋憲章以降の国際的動向と中共の外交政策を振り返り、総括的に述べた報告がサンフランシスコ国連憲章制定会議開催前日の4月24日、毛沢東が七全大会で行った政治報告「連合政府について」の第十節「外交問題」である。モスクワ、カイロ、テヘラン、ヤルタの各国際会議の反ファシズム決議に対する賛同と、ダンバートン・オークス会議の提案及びヤルタでの決定への同意をここに表明した。また国連に関しては「中共は戦後国際平和安全機構の設立を保証し、(中略)またサンフランシスコ会議の開催を歓迎する。中共は中国代表団へ自身の代表を派遣した。このことは中国人民の意志を反映している。」と述べている。

一方、中共の外交政策面における関心事は、「ソ連と国民党との早期関係回復のための、国民党による原因改善」の他、「米英政府への憂慮として、中国人民の意志に反する外国政策による関係悪化」を挙げている<sup>29</sup>。

1945年4月25日、50カ国の代表団が国連憲章を制定すべく参加した、国連国際機構会議が、サンフランシスコで盛大に開催された。この重大な歴史的意義を有した国際会議は、米・英・ソ・中の四カ国により提案された。

提案国の一員として、国連安保理常任理事国の一つとしての中国を世界は注目していた。100年来の被侵略、屈辱的な半植民地的中国の地位もようやく変容を遂げたのである。

董必武は、中国代表団の一員としてサンフランシスコに到着した際、「私は中共の一員というより、むしろ中国全体の代表である。中国代表団は各党派を含み、まさに関係良好の象徴である。会議は各党派の利害を超越したものとなる。」と述べた<sup>30</sup>。

会期中、四提案国の一角として、国連憲章の内容と文言の最終決定に際し、中国の役割は意義深いものであった。それは、東アジア諸国の代表として、また未だ独立を成し得ていない小国の人民の正義を育成するために、国家と民族、そして国家主権の平等と独立が国連憲章により実現されなければならないことを堅持した存在であったからである。

国連憲章全111条は、長時間に及ぶ議論、協力と妥協の上に確定した。それは、二度の世界大戦の無残な経験と国際連盟失敗の教訓の総括であり、世界人類の平和・平等・公正への渴望から生まれた。20世紀で最も重要な国際的基本文書と言えよう。

1945年6月26日午前、国連憲章署名式典において、アルファベット順に倣い中国は、顧維鈞を先頭に董必武など8名の署名により世界初の国連憲章署名国となった。

### 3、おわりに

中共が国連における中国政府たる正統性を主張する根拠として、最も重視するのがサンフランシスコ国連憲章制定会議である。もちろん「中共」から中国代表团に人員を派遣した唯一の会議で、しかもその議場で、安保理常任理事国の拒否権問題などの重要かつ詳細な規定が、国連の基本文書である国連憲章に盛り込まれ、国家代表により署名されたため、これを重視すること自体は当然のことである。

一方その他の国連創設会議段階では、一貫して「中国」政府と表記することで国民党政権代表と中共代表との区別をあいまいにしている。そして、「中国（国民）」政府が国連創設作業に活躍している際、上述したとおり中共は、「共産党」の貢献・役割を強調する。つまりソ連の役割を中共に投影させるかのような記述が特徴となる。ただ、その政策も1943年5月のソ連によるコミンテルン解散発表により変更を余儀なくされる。

「中共」はサンフランシスコ国連憲章制定会議においてのみ中国政府の正統性の根拠を有するとも言えるのではないだろうか。無論、サンフランシスコへの派遣こそが、（その後の「中国代表権」問題における）原加盟国及び安保理常任理事国としての正統性を主張する根拠としては、他の会議以上に意義を有することは確かである。ちなみに、1949年10月の中華人民共和国建国以

降、中共にとって、中国政府の正統性を求める本問題は、「中国代表権」問題へと変容した。

米国の「帝国主義」的な国民党支持とソ連のコミンテルン解散・対米協調政策という国際要因と、国民党の反共政策という国内要因によってそれまで連合国の国連創設会議への参与を阻まれてきた中共自身も当時、サンフランシスコ国連憲章制定会議への参与においてはその重要性を認識していたのであろう。

## 注

- 1 大西洋憲章：第六項及び第八項を参照。また、ルーズヴェルト米大統領はここにおいて、戦争の理念を「四つの自由」（言論の自由、信教の自由、欠乏からの自由、恐怖からの自由）を達成するための戦いだと規定した。松岡完『20世紀の国際政治』同文館，1992，42-43頁及び筒井若水「国際連合」高坂正堯・公文俊平編『国際政治経済の基礎知識』有斐閣，1983，52頁を参照。
- 2 国連憲章：当事国189カ国（2001年11月現在）。第1条1項及び第24条1・2項を参照。
- 3 中華人民共和国建国以後の国連における中国代表権問題については時事通信社外信部編『北京・台湾・国際連合』，時事通信社，1961，川崎一郎「中華人民共和国政府の国際的地位」愛知大学国際問題研究所『国際政経事情』（25号），1958-II，77頁，前掲（26号），1958，125頁等があるものの，サンフランシスコ国連憲章制定会議以前の中共の動向については述べられていない。当時の状況に詳しい文献として例えば，李鈞城主編，前掲書及び，李鈞城，前掲書等。
- 4 西村氏は，米ソ連合国側と中国との当時の国際関係のレベルを「三カ国四方関係」と分析・区別した上で，「蒋介石の立場から」連合国側の内的構造と戦後中国政治とその国際政治空間における特徴を検証している。西村成雄「1945年東アジアの国際関係と中国政治—ヤルタ『密約』の衝撃と東北接収—」日本現代中国学会『現代中国』第71号，1997，6頁を参照。
- 5 反ファシズム闘争期間を，「1937-45年の八年間の全国抗戦と，1931-37年の六年間の抗日との計14年間である。」とする説もある。田進 俞孟嘉等著，前掲書，13頁等を参照。
- 6 1937年7月8日，中共中央委員会は抗戦をよびかける宣言を発表。同23日，毛

沢東は「日本の進攻とたたかう方針方法および前途」で抗日戦線における蒋介石政府の消極的姿勢を非難し、抗日戦争での中共と蒋介石という二つの路線を指摘した。『毛沢東選集第二巻』、外文出版社、1968、3-15頁、1937年7月15日、周恩来により公布された「国共合作宣言」では、全国の同胞に対し中華民族の独立の自由と解放を奪取することなどの目標達成への奮闘を宣言している。『周恩来選集』上巻、人民出版社、1980、76-78頁。1941年6月23日、毛沢東により中共中央のために書かれた党内指示「反ファシズム国際統一戦線について」で、共産党員の任務として反ファシズム統一戦線の組織を掲げている。『毛沢東選集第三巻』、外文出版社、1968、29-30頁。また1943年7月12日付『解放日報』の毛沢東による社説「国民党にただす」、前掲書、177-187頁を参照。

- 7 日本国際問題研究所中国部会編『中国共産党史資料集10』、1974、518-521頁及び「中共中央關於最近國際事件的聲明」『解放日報』1941年8月20日付参照。
- 8 連合国宣言に署名した国家は、米国、英国、ソ連、中国、オーストラリア、ベルギー、カナダ、コスタリカ、キューバ、チェコスロバキア、ドミニカ共和国、エルサルバドル、ギリシア、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、印度、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ノルウェー、パナマ、ポーランド、南アフリカ連邦、ユーゴスラビア。
- 9 日本では、その時期は1943年10月30日のモスクワでの四カ国宣言まで待たねばならなかったとする論もある。入江啓四郎「国際政治における中國の地位」愛知大学国際問題研究所『国際政経事情』（第18号）、1954-II、1頁を参照。
- 10 日本国際問題研究所中国部会編『中国共産党史資料集11』、1975、548頁。後述するが、1943年2月初め、チャーチル英首相はルーズヴェルト米大統領に、ヨーロッパ、東方（アジア、太平洋）、西半球の3地区に理事会を、その上部機関としての世界理事会を設置することを、戦後安全保障制度として提案した。当然ながら、米、英、ソ、中は常任理事国の地位にあった。
- 11 本来1941年5月、延安の幹部会議で行った報告「われわれの学習を改革しよう」を発端とする延安整風運動は、1942年2月1日、中共中央学校の始業式での演説「党の作風を整えよう」及び同2月8日、延安の幹部大会での演説「党八股に反対しよう」により本格化した。『毛沢東選集第三巻』、外文出版社、1968、11、37-89頁、王実 王翹 馬奇兵 章凌編『中国共産党史簡編』、上海人民出版社、1958、216-225頁、中共中央党史研究室著 胡繩主編『中国共産党的七十年』、中共党史出版社、1991、197-203頁を参照。
- 12 張鉄男 宋春 朱建華主編『中国統一戦線記事新編1919-1988』、東北师范大学出版社、1990、178頁を参照。
- 13 張鉄男 宋春 朱建華主編、前掲書、176-182頁を参照。
- 14 張鉄男 宋春 朱建華主編、前掲書、177-186頁を参照。

- 15 李连庆主编『中国外交演义 民国时期』, 世界知识出版社, 1995, 380 頁を参照。
- 16 李铁城主編, 前掲書, 38-39 頁を参照。
- 17 李铁城主編, 前掲書, 36-37 頁, 李铁城, 前掲書, 27 頁を参照。
- 18 宇野重昭『中国共産党序説(上)』, 日本放送出版協会, 1973, 189-195 頁を参照。
- 19 日本国際問題研究所中国部会編, 前掲書 11, 1975, 544-545 頁を参照。
- 20 日本国際問題研究所中国部会編, 前掲書 12, 1975, 99 頁を参照。
- 21 顾维钧『顾维钧回忆录』第五册, 中华书局, 1987, 431 頁を参照。
- 22 李铁城主編, 前掲書, 47-50 頁を参照。
- 23 日本国際問題研究所中国部会編, 前掲書 12, 1975, 202-205 頁を参照。
- 24 その他同主旨の論評としては, 4月5日付け『解放日報』社論「われわれの断固とした明確な態度」や4月8日付け『新華日報』「二つの道理は不要である—民主団結か?それとも軍事統一か?」等。日本国際問題研究所中国部会編, 前掲書 12, 1975, 211-212 頁を参照。
- 25 『毛沢東選集第三卷』, 外文出版社, 1968, 405-413 頁を参照。
- 26 田进 俞孟嘉等著, 前掲書, 17 頁を参照。
- 27 唐家璇主编『中国外交辞典』, 世界知识出版社, 2000, 53 頁を参照。
- 28 『毛沢東選集第三卷』, 外文出版社, 1968, 293-300 頁を参照。
- 29 『毛沢東選集第三卷』, 外文出版社, 1968, 366-370 頁を参照。
- 30 田进 俞孟嘉等著, 前掲書, 17 頁を参照。